平成２３年（フ）第５２０号
和歌山市黒田87番地の８
破産者　ウェルスメディカルテック有限会社
１　決定年月日　平成24年２月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第２７６号
長崎県長崎市京泊２丁目３番49―202号
破産者　有限会社建道
１　決定年月日　平成24年２月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２０年（フ）第５２０号
宮崎市大字赤江字飛江田878番地１
破産者　株式会社Ａ交通
１　決定年月日　平成24年２月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宮崎地方裁判所破産係

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２２年（フ）第５３１号
埼玉県加須市伊賀袋407―24、住民票上の住所埼玉県春日部市大枝89番地　武里団地６街区28棟203号
破産者　澤田　茂夫
１　決定年月日　平成24年１月31日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第２０９０号
さいたま市北区今羽町56番地６、旧住所さいたま市西区大字飯田411番地10
破産者　町田　恒夫
１　決定年月日　平成24年１月31日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１０１０号
埼玉県朝霞市泉水３丁目13番23号　ビューテラス朝霞台503号、開始決定時の住所埼玉県新座市野火止１丁目13番18号
破産者　芳永　正治
１　決定年月日　平成24年１月31日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１８１２号
埼玉県川口市東領家５丁目18番５号
破産者　狩野　眞衛
１　決定年月日　平成24年１月31日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第６９２号
埼玉県川越市大字古谷本郷1492番地５　Ｊ―２棟508号室
破産者　佐々木雄太
１　決定年月日　平成24年２月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第７５１号
埼玉県入間郡越生町大字小杉681番地６
破産者　金塚　公生
１　決定年月日　平成24年２月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第７６９号
埼玉県日高市大字女影197番地４
破産者　宇敷　好雄
１　決定年月日　平成24年２月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第４０８号
神奈川県伊勢原市上平間398番地
破産者　大島　博一
１　決定年月日　平成24年２月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第２号
名古屋市熱田区六番２丁目14―13　ＭＯＷＡ８Ａ号室、住民票上の住所名古屋市熱田区二番２丁目４番10号
破産者　中村　　綾
１　決定年月日　平成24年２月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１８４３号
愛知県東海市富貴ノ台６丁目154番地　エクセレンス山宗Ⅱ　101号
破産者　パックサウンドスタジオこと　湯浅　宏海
１　決定年月日　平成24年２月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２１６７号
愛知県春日井市田楽町1695番地３　メゾン新日本305号
破産者　鈴木興業こと　鈴木　秀次
１　決定年月日　平成24年２月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２１８６号
名古屋市北区楠５丁目740番地　プランドール楠101号
破産者　菊地光比呂
１　決定年月日　平成24年２月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２５９６号
愛知県小牧市安田町12番地、開始決定時の住所愛知県小牧市小木東２丁目79番地
破産者　木下　博之
１　決定年月日　平成24年２月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２２０５号
札幌市西区西町南10丁目４番12号　ウエストキャッスル１階
破産者　小野田英樹
１　決定年月日　平成24年２月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２８３８号
札幌市南区藤野２条６丁目６番12号
破産者　野畑　輝雄
１　決定年月日　平成24年２月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２８３９号
札幌市南区藤野２条６丁目６番12号
破産者　野畑　朋子
１　決定年月日　平成24年２月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部